加古川市保育士等就労支援一時金交付要綱

令和８年10月１日
こども部長決定

（趣旨）

第１条　この要綱は、保育所等において保育人材の確保及び定着を図るため、雇用する保育士等に特別給付を支給する事業者（以下「補助対象事業者」という。）に対して、予算の範囲において加古川市保育士等就労支援一時金（以下「一時金」という。）を交付することに関し、加古川市社会福祉法人の助成に関する条例（昭和47年条例第12号）及び加古川市補助金等交付規則（昭和61年規則第30号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（用語の定義）

第２条　この要綱において次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

（１）保育所等　次のアからウまでに掲げる施設のうち市内に所在するものをいう。ただし、市が設置する施設等を除く。

ア　児童福祉法（昭和22年法律第 164号。以下「法」という。）第39条第１項に規定する保育所（法第35条第４項の規定により認可を受けたものに限る。）

イ　就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第２条第６項に規定する認定こども園（以下「認定こども園」という。）

ウ　法第24条第２項に規定する家庭的保育事業等の事業所（法第34条の15第２項の規定により認可を受けたものに限る。）

（２）新卒保育士等　次のア～エに掲げるいずれの施設においても保育士、保育教諭又は幼稚園教諭（以下「保育士等」という。）として勤務（第５号アに係る勤務に限る。次号から第５号までにおいて同じ。）した経験がない者であって、保育士資格又は幼稚園教諭の普通免許状（教育職員免許法（昭和24年法律第 147号）第４条第２項に規定する普通免許状をいう。以下「幼稚園教諭免許」という。）を取得してから１年未満の間に保育士等として事業者に雇用されたものをいう。

ア　法第39条第１項に規定する保育所

イ　認定こども園

ウ　学校教育法（昭和22年法律第26号）第１条に規定する幼稚園

エ　法第24条第２項に規定する家庭的保育事業等の事業所

（３）潜在保育士等　保育士資格又は幼稚園教諭免許を有する者のうち、次のいずれかに該当する者であって、保育士等として事業者に雇用されたものをいう。

ア　前号に掲げるいずれの施設においても保育士等として勤務した経験がない者（新卒保育士等を除く。）

イ　前号に掲げるいずれかの施設において保育士等として勤務した経験がある者であって、当該施設等を離職した後６箇月を経過している者

（４）勤続保育士等　保育士等として事業者に雇用されている者であって、保育士等として勤務した期間（同一の事業者により継続して雇用された期間に限り、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成３年法律第76号）第２条第１号に規定する育児休業その他の休業をした期間及び欠勤等により給与が支払われない期間を除く。以下同じ。）が１年から５年を経過したものをいう。

（５）補助対象保育士等　平成30年４月１日以後に新卒保育士等若しくは潜在保育士等となり、その日から保育所等に勤務するもの又は勤続保育士等となり、かつ、平成30年４月１日以後に保育所等に勤務した期間が１年から５年を経過したものであって、次のいずれにも該当するもの（保育所等の長並びに副園長及び教頭を除く。）をいう。

ア　事業者との雇用契約において、その労働時間が１日につき６時間以上、かつ、１箇月につき20日以上と定められていること（１週間につき５日以上勤務していると判断できる場合を含む。）。

イ　同一の種類の一時金の交付を受けていないこと。

ウ　当該保育所等において継続して勤務する意思があること。

エ　勤続保育士等にあっては、保育士等として勤務した期間が５年を経過する日が平成30年４月１日以後であること。

（一時金の種類等）

第３条　一時金の種類、範囲及び補助率は、別表に掲げるとおりとする。

（一時金の支給要件）

第４条　一時金は、一時金の種類に応じ、補助対象保育士等が次の各号に定める期間を保育所等で勤務した場合に支給するものとする。

（１）保育士等新規採用時一時金　６箇月（当該保育所等で継続して勤務した場合に限る。）

（２）保育士等１年勤続時一時金　１年

（３）保育士等２年勤続時一時金　２年

（４）保育士等３年勤続時一時金　３年

（５）保育士等４年勤続時一時金　４年

（６）保育士等５年勤続時一時金　５年

（一時金の交付の申請に係る添付書類）

第５条　規則第５条第４号に規定する市長が必要と認める書類は、次に掲げるとおりとする。ただし、規則第６条に規定する決定を受けている者が引き続き同決定を受けようとする場合において、第３号の書類に記載のある資格の内容又は第４号に掲げる書類に記載のある経歴の内容に変更が無いときは、第３号又は第４号に掲げる書類の提出を省略することができる。

（１）補助対象保育士等一覧表兼事業計画書

（２）補助対象保育士等の雇用証明書

（３）補助対象保育士等の保育士登録証又は幼稚園教諭免許状の写し

（４）補助対象保育士等の履歴書の写し

（５）在職証明書（潜在保育士等のうち、他の事業者での勤務歴がある場合に限る。）

（一時金の交付の条件）

第６条　規則第８条に規定する条件は、次に掲げるとおりとする。

（１）補助対象保育士等となった日の属する年度の翌年度の末日までの間、当該補助対象保育士等の当該保育所等における雇用を継続すること。ただし、補助対象事業者の責めに帰すべき事由以外の事由によって雇用の継続ができないときは、この限りでない。

（２）その他市長が一時金の交付の目的を達成するため必要があると認めるもの

（一時金の実績報告に係る添付書類）

第７条　規則第14条に規定する市長が必要と認める書類は、次に掲げるとおりとする。

（１）実績報告一覧表

（２）補助対象保育士等への特別給付の支給が確認できる資料

（３）補助対象保育士等の特別給付受領証明書

（補助金の額の確定）

第８条　規則第15条の規定により確定した補助金の額が規則第７条により通知した額（規則第13条第１項の規定により補助事業変更届を提出し、その承認を受けたときは、当該承認を受けた額）と同額であったときは、補助金等確定通知書による通知を省略することができる。

（補助金の交付）

第９条　市長は、規則第15条の規定により補助金の額を確定した後において、補助金を補助対象事業者に交付するものとする。ただし、市長が必要があると認めるときは、補助金の確定前であっても補助対象事業者から提出される加古川市保育士等就労支援一時金概算請求書（様式第10号）により概算払いすることができる。

（様式の特例）

第10条　この要綱の規定による一時金の交付に係る申請書その他書類の様式は、次の表の左欄に掲げる規則の様式にかかわらず、それぞれ同表の右欄に掲げる様式によるものとする。

補助金等交付申請書（様式第１号）	加古川市保育士等就労支援一時金交付申請書（様式第１号）
補助金等／交付／不交付／決定書（様式第２号）	加古川市保育士等就労支援一時金交付（不交付）決定書（様式第２号）
補助事業変更申請書（様式第３号）	加古川市保育士等就労支援一時金変更申請書（様式第３号）
補助事業／中止／廃止／申請書（様式第４号）	加古川市保育士等就労支援一時金中止（廃止）申請書（様式第４号）

補助事業変更／承認／不承認／通知書（様式第４号の２）	加古川市保育士等就労支援一時金変更承認（不承認）通知書（様式第４号の２）
補助事業／中止／廃止／承認／不承認／通知書（様式第４号の３）	加古川市保育士等就労支援一時金中止（廃止）承認（不承認）通知書（様式第４号の３）
補助事業実績報告書（様式第５号）	加古川市保育士等就労支援一時金実績報告書（様式第５号）
補助金等確定通知書（様式第６号）	加古川市保育士等就労支援一時金確定通知書（様式第６号）
補助金等請求書（様式第７号）	加古川市保育士等就労支援一時金請求書（様式第７号）
補助金等交付決定取消通知書（様式第８号）	加古川市保育士等就労支援一時金交付決定取消通知書（様式第８号）
補助金等返還命令書（様式第９号）	加古川市保育士等就労支援一時金返還命令書（様式第９号）

（補則）

第11条　この要綱に定めるもののほか、一時金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附　則

（施行期日）

１　この要綱は、令和８年10月１日から施行し、令和８年４月１日より適用する。

（失効）

２　この要綱は、令和９年３月31日限り、その効力を失う。ただし、同日までに行われた規則第５条に規定する申請に係る一時金の交付については、同日後もなおその効力を有する。

別表（第３条関係）

一時金の種類	性質	事業費補助
	目的	保育所等において保育人材の確保及び定着を図るため、補助対象事業者に対して、その経費の一部を補助する。
	種類	・保育士等新規採用時一時金 ・保育士等１年勤続時一時金 ・保育士等２年勤続時一時金 ・保育士等３年勤続時一時金 ・保育士等４年勤続時一時金 ・保育士等５年勤続時一時金
一時金の範囲	対象となる者	次に掲げる要件の全てを満たす者 ・保育所等を経営している者 ・補助対象保育士等を雇用している者 ・補助対象保育士等に対し特別給付を支給した者
	対象となる経費	・補助対象事業者から補助対象保育士等に支給された特別給付であって、支給要件を満たした日の属する月から６箇月を経過した月の末日までに交付を申請する年度において支払われたもの
一時金の補助率	補助率	・補助対象経費10分の10以内
	一時金の上限	・保育士等新規採用時一時金 １人につき 300,000円 ・保育士等１年勤続時一時金 １人につき 200,000円 ・保育士等２年勤続時一時金 １人につき 200,000円 ・保育士等３年勤続時一時金 １人につき 200,000円 ・保育士等４年勤続時一時金

		１人につき 200,000円 ・保育士等５年勤続時一時金 １人につき300,000円
	一時金の算定基準	・補助対象経費に 1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。 ・特別給付の支給を受けた補助対象保育士等について、当該支給を受けた年度において、補助対象事業者による給与等の減額措置を受けている場合は、当該減額措置相当分を一時金の交付額から控除するものとする。